

平成 3 0 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 3 0 年 6 月 1 日



も く じ

報告第 3 号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 4 号	平成 29 年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて-----	3
報告第 5 号	平成 29 年度大東市一般会計事故繰越繰越計算書の報告につ いて-----	7
報告第 6 号	平成 29 年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に 関する計画の報告について-----	11
議案第 31 号	平成 30 年度大東市一般会計補正予算（第 1 次）について-----	15
議案第 32 号	大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	31
議案第 33 号	市道路線の認定について-----	32
議案第 34 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更およびこれに 伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について-----	34
議案第 35 号	大東市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する 条例について-----	36
議案第 36 号	大東市市税条例等の一部を改正する条例について-----	38
議案第 37 号	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および大東市 ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例について-----	54
議案第 38 号	大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地 域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例について-----	56
議案第 39 号	大東市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例について-----	58





報告第3号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る和解および損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- |          |  |
|----------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成30年3月15日   |
| 2 和解の相手方 | <br> |
| 3 損害賠償の額 | 金265,680円  |
| 4 和解の理由  | 平成29年12月26日大東市寺川三丁目8番23号のスーパーマーケットの駐車場内において、本市自動車（危機管理室）が出庫しようとしたところ、左側に駐車していた相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。  |



報告第4号

平成29年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成29年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したので、同項の規定により次のとおり報告する。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

平成29年度大東市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
民生費	児童福祉費	児童福祉総務経費	344,000	344,000
民生費	児童福祉費	法人立保育所等整備費補助事業	100,390,000	100,390,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	202,000	202,000
土木費	都市計画費	都市公園再整備事業	3,407,000	3,407,000
土木費	河川費	水路整備事業	110,300,000	110,300,000
合 計			214,643,000	214,643,000



繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

左の財源内訳					
既 収 入	未収入特定財源				一 般 財 源
	特 定 財 源	国庫支出金	府支出金	地方債	
					344,000
8,900,000	89,236,000				2,254,000
					202,000
					3,407,000
	37,539,000		33,400,000		39,361,000
8,900,000	126,775,000		33,400,000		45,568,000

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一



報告第5号

平成29年度大東市一般会計事故繰越繰越計算書の報告について

平成29年度大東市一般会計事故繰越繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により調製したもので、同項の規定により次のとおり報告する。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

平成29年度大東市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為 予定額
				支出済額	支出 未済額	
土 木 費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	69,926,000	24,200,000	45,726,000	
合 計			69,926,000	24,200,000	45,726,000	

事故繰越繰越計算書

(単位:円)

翌年度繰越額	左の財源内訳					説明	
	既収入特定財源	未収入特定財源					一般財源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他特定財源		
45,726,000				30,000,000		15,726,000	工事施行中の予想し得なかつた避けがたい事故により、年度内に経費の使用が終わらないため。
45,726,000				30,000,000		15,726,000	

平成30年6月1日提出

大東市長 東坂 浩一



報告第6号

平成29年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画の報告について

平成29年度大東市水道事業会計予算に係る繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、上下水道事業管理者から報告があったため、同項の規定により次のとおり報告する。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

平成29年度大東市水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	設備改良費	円 147,808,800	円 93,366,000	円 36,753,480

(注) 翌年度繰越額には、消費税および地方消費税を含む。



会計予算繰越計算書

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
損益勘定 留保資金			
円  36,753,480	円  17,689,320	円  0	北条ポンプ場築造工事の本体工事において、想定していた土質と相違があったため、工事の進捗に遅れが生じ、関連する工事等の工期を延長したため。



議案第31号

平成30年度大東市一般会計補正予算（第1次）について

平成30年度大東市の一般会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 54,423千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,146,124千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		千円 706,675	千円 70	千円 706,745
	2 手数料	403,594	70	403,664
11 財産収入		68,664	15,184	83,848
	1 財産運用収入	60,396	15,184	75,580
13 繰入金		999,929	19,823	1,019,752
	1 基金繰入金	999,929	19,823	1,019,752
15 市債		3,759,000	△89,500	3,669,500
	1 市債	3,759,000	△89,500	3,669,500
歳入合計		43,200,547	△54,423	43,146,124

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,753,193	千円 △65,301	千円 3,687,892
	1 総務管理費	2,915,829	△65,301	2,850,528
4 衛生費		2,922,038	10,878	2,932,916
	3 保健医療福祉センター費	234,442	10,878	245,320
歳出合計		43,200,547	△54,423	43,146,124

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
北条まちづくり推進事業	平成 31 年 度	89,579
こども診療所 指定管理者委託	平成31年度～平成32年度	32,632
合 計		122,211

第3表 地方債補正

変 更

(単位:千円)

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起債の方法 利率 借入先 償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 借入先 償還の方法
北条まちづくり推進事業	231,200	—	141,700	—



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料	千円 706,675	千円 70	千円 706,745
11 財産収入	68,664	15,184	83,848
13 繰入金	999,929	19,823	1,019,752
15 市債	3,759,000	△89,500	3,669,500
歳入合計	43,200,547	△54,423	43,146,124

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,753,193	△65,301	3,687,892
4 衛生費	2,922,038	10,878	2,932,916
歳 出 合 計	43,200,547	△54,423	43,146,124



補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国府支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
0	△89,500	15,184	9,015
0	0	70	10,808
0	△89,500	15,254	19,823

## 2 歳 入

### (款) 8 使用料及び手数料

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 8 使用料及び手数料	706,675	70	706,745
2 手数料	403,594	70	403,664
1 総務手数料	48,503	70	48,573

### (款) 11 財産収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 11 財産収入	68,664	15,184	83,848
1 財産運用収入	60,396	15,184	75,580
2 利子及び配当金	5,487	15,184	20,671

### (款) 13 繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 13 繰入金	999,929	19,823	1,019,752
1 基金繰入金	999,929	19,823	1,019,752
1 財政調整基金繰入金	0	19,823	19,823

### (款) 15 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 15 市債	3,759,000	△89,500	3,669,500
1 市債	3,759,000	△89,500	3,669,500

(単位：千円)

(項) 2 手数料

節		区 分	金 額	説 明	
区 分	金 額				
7	その他証明手数料	70	13	証明手数料 (診療所)	70

(単位：千円)

(項) 1 財産運用収入

節		区 分	金 額	説 明	
区 分	金 額				
1	利子及び配当金	15,184	3	財政調整基金利子	15,184

(単位：千円)

(項) 1 基金繰入金

節		区 分	金 額	説 明	
区 分	金 額				
1	財政調整基金繰入金	19,823	1	財政調整基金繰入金	19,823

(単位：千円)

(項) 1 市債

節		区 分	金 額	説 明	
区 分	金 額				

(項) 1 市債

(款) 15 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
4 土木債	1,700,900	△89,500	1,611,400

(単位：千円)

(項) 1 市債

節		説 明	
区 分	金 額		
9 北条まちづくり推進事業債	△89,500	1 北条まちづくり推進事業債	△89,500

(項) 1 市債

### 3 歳 出

#### (款) 2 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 2 総務費	3,753,193	△65,301	3,687,892
1 総務管理費	2,915,829	△65,301	2,850,528
1 一般管理費	2,282,604	△80,485	2,202,119
8 財政調整基金費	1,416	15,184	16,600

## (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

節 区 分 金 額		補 正 額 の 財 源 内 訳						
		特 定 財 源			一般財源			
		国府支出金	地 方 債	そ の 他				
			△89,500	15,184	9,015			
			△89,500	15,184	9,015			
			△89,500		9,015			
13 委託料	9,094	<概 要> 119 北条まちづくり推進事業 設計委託料(資産) 除却工事請負費						
15 工事請負費	△89,579							△80,485
								9,094
				15,184				
25 積立金	15,184	099 財政調整基金積立金 財政調整基金積立金						
					15,184			
					15,184			

## (項) 1 総務管理費

(款) 4 衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
款 4 衛生費	2,922,038	10,878	2,932,916
3 保健医療福祉センター費	234,442	10,878	245,320
2 診療所費	0	10,878	10,878



(項) 3 保健医療福祉センター費

(単位：千円)

節		補正額の財源内訳			
区分	金額	特定財源			一般財源
		国府支出金	地方債	その他	
				70	10,808
				70	10,808
				70	10,808
13 委託料	10,878	<概要> 013 こども診療所運営費 事務業務委託料			10,878 10,878

(項) 3 保健医療福祉センター費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての  
当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位:千円)

事 項	限度額	当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
北条まちづくり推進事業	89,579	平成31年度	89,579		89,500		79
こども診療所指定管理者委託	32,632	平成31年度 ～ 平成32年度	32,632			200	32,432

地方債の前年度末における現在高及び当該年度末  
における現在高の見込みに関する調査

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高 見込額	当該年度中増減見込み				当該年度末 現在高 見込額
		当該年度中起債見込額			当該年度中 元金償還 見込額	
		補正前 の額	補正額	補正後 の額		
1 普通債	15,146,210	1,959,000	△ 89,500	1,869,500	1,595,748	15,419,962
(6) 土木債	6,841,346	1,700,900	△ 89,500	1,611,400	948,770	7,503,976
合 計	36,379,185	3,759,000	△ 89,500	3,669,500	3,501,450	36,547,235

議案第32号

大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大東市固定資産評価審査委員会委員 北田 勲氏の任期が、平成30年8月19日満了するにつき、同氏を再度選任いたしたく、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所

氏 名

生年月日

[Redacted]

北 田 勲

[Redacted]

公 職 歴

昭和44年11月

大東市奉職

平成18年 3月

大東市退職

平成21年 8月 ～ 現在

大東市固定資産評価審査委員会委員

議案第33号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 谷川二丁目3号線  | (起点) 大東市谷川二丁目53番2先<br>(終点) 大東市谷川二丁目53番9先     |
| 2 御領三丁目13号線 | (起点) 大東市御領三丁目73番15先<br>(終点) 大東市御領三丁目73番22先   |
| 3 扇町5号線     | (起点) 大東市扇町998番18先<br>(終点) 大東市扇町998番12先       |
| 4 深野三丁目14号線 | (起点) 大東市深野三丁目174番11先<br>(終点) 大東市深野三丁目174番7先  |
| 5 三箇三丁目14号線 | (起点) 大東市三箇四丁目136番3先<br>(終点) 大東市三箇三丁目136番14先  |
| 6 北条六丁目18号線 | (起点) 大東市北条六丁目1461番4先<br>(終点) 大東市北条六丁目1443番2先 |

## 理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路および本市へ無償寄付された道路を市道として認定するため。

議案第34号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更およびこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町および岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加することならびにこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町および岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加することに伴い、大阪広域水道企業団規約を変更するため。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「四條畷市」を「泉南市、四條畷市」に改め、「四條畷市」の次に「、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町」を加える。

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「豊能町」の次に「、能勢町」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。

議案第 35 号

大東市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

大東市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 1 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）が、平成 30 年 6 月 15 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。



大東市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和39年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「第2条に規定するホテル営業および旅館業」を「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

大東市市税条例等の一部を改正する条例について

大東市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が、平成30年4月1日付けで施行されたことに伴い、急を要する部分は専決処分を行ったが、同日以降に係る施行分について、関係規定の一部改正を行う必要等があるため。

大東市市税条例等の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条例第 号

（大東市市税条例の一部改正）

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号アおよび第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項および第11項において「納税申告書」という。）」を加える。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項および施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その

他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例またはこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」

という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条および第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換

## 算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本のコストに相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等」を「売渡し等」に改める。

付則第5条第1項中「得た金額」の次に「に100, 000円を加算した金額」を加える。

付則第10条の2第26項を同条第27項とし、同条第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

付則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4または第37条の9の5」を「第37条の8または第37条の9」に改める。

付則第20条の5第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

付則第28条中「もしくは第45項」を「、第45項もしくは第48項」に改める。

第2条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0. 8」を「0. 6」に、「0. 2」を「0. 4」に改める。

付則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

付則第20条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第20条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

付則第28条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「および次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（大東市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）



第6条 大東市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項中「新条例」を「大東市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「大東市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

#### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大東市市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定ならびに同条例第94条から第96条までおよび第98条の改正規定ならびに第6条ならびに付則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中大東市市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）および同条例第36条の2第1項の改正規定ならびに同条例付則第17条の2第3項の改正規定ならびに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）および付則第3条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中大東市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中大東市市税条例第23条第1項および第3項ならびに第48条第1項の改正規定ならびに同条に3項を加える改正規定ならびに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条ならびに付則第7条および第8条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中大東市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）ならびに同条例第34条の2および第34条の6の改正規定ならびに同条例付則第5条の改正規定ならびに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条ならびに付則第9条および第10条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中大東市市税条例付則第28条の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大東市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の大東市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第23条第1項および第3項ならびに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械

装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。付則第8条第1項および第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(大東市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第22号)付則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項および第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大東市市税条例(第4項および第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。付則第8条第1項および第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)

第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第5条第3項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第5条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第5条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項または第2項	平成30年改正条例付則第5条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第5条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第5条第3項

- 5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市

の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。付則第10条

第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の大東市市税条例(以下この項および次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	大東市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)付則第8条第3項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第8条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項または第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項

第100条の2第1項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第8条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第8条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所または小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の大東市市税条例（以下この項および次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項および第5項、第100条の2ならびに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項もしくは第2項、	大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条および第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）付則第10条第3項、
第19条第2号	第98条第1項もしくは第2項	平成30年改正条例付則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項もしくは第2項の申告書または第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例付則第10条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式または第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式



第98条第5項	第1項または第2項	平成30年改正条例付則第10条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第10条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項または第2項	平成30年改正条例付則第10条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、または課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5または第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除または還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、または課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第37号

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

所得税法（昭和40年法律第33号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および大東市ひとり親家庭の  
医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

（大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第44号）の一  
部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号）の  
一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、同条第2項  
中「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者」を「所得税法に  
規定する同一生計配偶者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例および改正後  
の大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成31年7月1日以後  
に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療  
費の助成については、なお従前の例による。

議案第38号

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法人」の次に「または病床を有する診療所を開設している者（法第8条第23項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

大東市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

大東市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月1日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

野崎駅西自転車駐車場の位置を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日  
条 例 第 号

第1条 大東市立自転車駐車場条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1野崎駅西自転車駐車場の項中「大東市南津の辺町24番」の次に「および大東市野崎一丁目14番」を加える。

第2条 大東市立自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1野崎駅西自転車駐車場の項中「および大東市野崎一丁目14番」を「、大東市野崎一丁目14番および大東市深野三丁目1番」に改める。

付 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

印刷物番号

30-19